

町内事業者の固定費(光熱水費)を支援します

城里町中小企業等固定費応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者における固定費(光熱水費)の負担軽減を図り、事業の継続を支援することを目的として、町内の事業者を対象に給付金を給付します。

対象者 主に次の要件を満たす事業者

- 町内に事務所や店舗などがある者
- 農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種
- 令和2年2月から9月の間において、次のいずれかに該当する者
 - ア. 1か月の売上げが前年同月比で50%以上減少している者
 - イ. 連続する2か月の合計売上げが前年同期比で25%以上減少している者
- 県の実施する「いばらきアマビエちゃん」に事業者登録している者等

給付額 4月から9月に町内の事業所で使用した光熱水費の2/3(最大200万円)

※光熱水費とは上下水道、電気、ガスの使用料金を指します。

※居宅と事務所が兼用の場合は、光熱水費の総額の1/2を事業用とします。

申請方法 所定の様式に次の書類を添付して提出してください。

- ・町内に事業所があることがわかる書類(税の申告書類等)
- ・売上げが減少した月(期間)の売上金額が分かる書類(売上台帳、帳簿等)
- ・比較する前年同月(期間)の売上金額が分かる書類(売上台帳、帳簿等)
- ・光熱水費を支払ったことがわかる書類(領収書等)
- ・未納がないことがわかる書類(完納証明書等)
- ・「いばらきアマビエちゃん」感染防止対策宣誓書の写し



申請期限 令和3年1月29日(金)

申請先・問合せ まちづくり戦略課 ☎029-353-7040(直通)



いばらきアマビエちゃん登録事業者へ支援金を給付します

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、感染防止対策に取り組み、「いばらきアマビエちゃん」に登録した事業者に対し、町と県のそれぞれから支援金を給付します。

城里町

対象者 次のいずれかに該当する者

- ア. 県条例による「いばらきアマビエちゃん」登録義務の対象になっている事業者(飲食店、理美容院、学習塾等)
- イ. 「第2弾 城里町元気アップ振興券」取扱加盟店となっている事業者

給付額 1事業者当たり50,000円

申請方法 所定の様式に次の書類を添付して提出してください。

- ・町内に事業所があることがわかる書類(税の申告書類等)
- ・未納がないことがわかる書類(完納証明書等)
- ・「いばらきアマビエちゃん」感染防止対策宣誓書の写し

申請期限 令和2年12月28日(月)

申請先・問合せ まちづくり戦略課
☎029-353-7040(直通)

茨城県

対象者

県条例による「いばらきアマビエちゃん」登録義務の対象になっている事業者(飲食店、理美容院、学習塾等)

給付額

対象施設が1か所の事業者 30,000円
対象施設が2か所以上の事業者 60,000円

申請方法 所定の様式に次の書類を添付して郵送またはオンラインで提出してください。

- ・事業内容がわかる書類(税の申告書等)
- ・「いばらきアマビエちゃん」感染防止対策宣誓書の写し
- ・振込先の通帳の写し
- ・本人確認書類(個人事業者のみ)

申請期限 令和2年12月31日(木)

申請先・問合せ 茨城県産業戦略部中小企業課
☎029-301-5472